

福岡県SDGs推進ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県SDGs推進ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に際して、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークは、福岡県SDGs推進ロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めたとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、福岡県に帰属する。

(使用の対象者)

第4条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号に定める者（以下「使用者」という。）とする。

- (1) 福岡県
- (2) 「福岡県SDGs登録制度」登録事業者（以下「登録事業者」という。）
- (3) その他、「福岡県SDGs登録制度」の周知・普及のために知事がロゴマークの使用を認めた者

(使用の範囲)

第5条 ロゴマークは、次の各号のいずれかの目的のために使用することができる。

- (1) 福岡県又は登録事業者が行うSDGsに関する活動の広報
- (2) 「福岡県SDGs登録制度」の周知・普及

2 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものに使用する場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用する場合
- (3) 特定の商品やサービスの販売等、営利目的で使用する場合
- (4) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用する場合
- (5) 福岡県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用する場合
- (6) その他、知事が適当でないと認める場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用承認申請等)

第7条 ロゴマークを使用しようとする者は、第4条第1号及び第2号のいずれかに該当する者を除き、あらかじめ福岡県SDGs推進ロゴマーク使用申請書(様式第1号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により申請できるロゴマークの使用期間は申請の日から1年以内とする。

3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請者又はその申請内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

(1) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合

(2) 県税等租税公課の滞納がある者に該当する場合

(3) 公序良俗に反する行為及び法令違反を行っている者に該当する場合

(4) 申請内容が第5条に定める使用の範囲を逸脱していると判断される場合

(5) その他、知事が適当でないと認める場合

4 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、ロゴマークの使用を承認するときは、福岡県SDGs推進ロゴマーク使用(変更)承認通知書(様式第2号)により通知する。

5 知事は、前項の承認にあたり、条件を付することができる。

(遵守事項)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザイン等を変更することがないよう、ガイドラインに従って、ロゴマークを使用すること。

(2) ロゴマークを用いて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及びその他の知的財産に関する権利の設定又は登録をしないこと。

(3) 第7条第4項の規定により承認を受けた者は、承認された使用期間内で、承認された目的及び用途のみに使用し、知事が付した条件に従うこと。

(使用の中止及び承認の取消)

第9条 知事は、ロゴマークの使用にあたり、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該使用者に対し、必要な改善を求め、又はロゴマークの使用の中止を命じることができる。

(1) 使用者が、第5条に定める使用の範囲を逸脱して使用した場合

(2) 使用者が、第8条に定める遵守事項に従わない場合

2 知事は、前項の規定により中止を命じる場合は、福岡県SDGs推進ロゴマー

ク使用中止命令・承認取消通知書（様式第3号）により通知する。

- 3 知事は、第7条第4項の規定により承認を受けた者に対し、前項に規定する中止命令を通知する場合は、あわせて当該承認の取消を行うものとする。
- 4 使用者は、第2項の規定により通知を受けたときは、ロゴマークの使用を速やかに止めなければならない。

（承認内容の変更の申請）

- 第10条 第7条第4項の規定により承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、福岡県SDGs推進ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その申請内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。
 - (1) 申請内容が第5条に定める使用の範囲を逸脱していると判断される場合
 - (2) その他、知事が適当でないと認める場合
 - 3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、変更を承認するときは、福岡県SDGs推進ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）により通知する。
 - 4 知事は、前項の承認にあたり、条件を付すことができる。
 - 5 第8条及び第9条の規定は、第3項の規定により承認を受けた者について準用する。この場合において、第8条及び第9条第3項中「第7条第4項」とあるのは、「第10条第3項」と読み替えるものとする。

（使用の報告）

- 第11条 第7条第4項又は第10条第3項の規定により承認を受けた者は、ロゴマークの使用期間終了後速やかに、ロゴマークの使用状況について、福岡県SDGs推進ロゴマーク使用状況報告書（様式第5号）により、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、第4条第1号及び第2号のいずれかに該当する者に対して、必要に応じ、ロゴマークの使用状況について、福岡県SDGs推進ロゴマーク使用状況報告書（様式第5号）による報告を求めることができる。

（使用者の責任）

- 第12条 使用者がロゴマークの使用により福岡県に損害を与えた場合、知事はその賠償を請求することができる。
- 2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに知事に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、福岡県は損害賠償、損失補填、その他法律上の一切の責任を負

わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、第1期「福岡県SDGs登録制度」登録事業者決定の日から施行する。